

裁判長
認印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成17年(行ツ)第35号 平成17年(行ヒ)第38号
決 定 日	平成18年9月21日
裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	島 田 仁 郎 横 尾 和 子 甲 斐 中 辰 夫 泉 徳 治 才 口 千 晴
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	札幌高等裁判所平成15年(行コ)第20号(平成16年10月20日判決)
裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。 平成18年9月21日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 堀 田 正 紀 (印)	

これは正本である。

同日同庁

裁判所書記官 堀 田 正 紀



当事者目録

上告人兼申立人	札幌市議会自由民主党議員会
同代表者会長	高橋 忠 明
同訴訟代理人弁護士	藤 田 美 津 夫 ほか
被上告人兼相手方	
同訴訟代理人弁護士	太 田 賢 二 ほか

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、理由の不備をいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。